

第8章 広報広聴

第1節 概要

申告納税制度の下で、適正・公平な課税を実現していくためには、国民各層の納税意識の高揚を図ることが必要不可欠である。

そこで、国税庁では、納税者の視点に立って、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、分かりやすく的確な周知・広報を行い、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について広く国民から理解・協力を求めるとともに、国民の意見や要望等を聴取し事務の改善を行うことを目的として各種広報広聴活動を実施している。

実施に当たっては、コスト意識を持った効果的・効率的な広報に努めるほか、国税庁としての説明責任を果たし、税務行政に対する信頼を高め、納税者のコンプライアンス向上を図る等の観点から、国税庁の取組に関する広報の充実にも努めている。

平成11年度以降の広報広聴活動の概要は以下のとおりである。

1 広報課から広報広聴官へ

平成10年から行われた中央省庁等改革では、全省庁に対して「透明化・自己責任化」が求められており、「独立行政法人化」、「政策評価の公表」と並んで「パブリック・コメント手続」が掲げられた。

国税当局においても、平成12年6月の大蔵省組織令及び同組織規程等の改正に伴い、①税務行政に対する国民のニーズを的確に把握し、納税者利便の向上や事務運営の改善に資すること、②納税者と国税当局の双方向の意見や情報交換を推進することを目的として、国税庁等の広報の所掌事務に「税務に関する広聴の総括」事務を追加し、国税庁広報課に広聴担当補佐及び広聴係を設置した。また、所掌事務の追加に伴い、平成3年に広報体制の整備を図るために制定した「広報事務運営要領」を「広報広聴事務運営要領」に全面改正し、平成13年1月には国税庁広報課の名称を国税庁広報広聴官に変更した。

2 広報広聴体制の整備と充実

平成17事務年度（平成17年7月1日～平成18年6月30日）以降は、国税庁等で実施する広報施策を統一的な方針の下で戦略的に展開する観点から、年間の広報計画を策定し、併せて年間の重点広報項目を決定することにより、効果的かつ効率的な広報施策の実施に努めている。

平成17事務年度においては、平成15年の税制改正による消費税の事業者免税点の引下げに伴い、消費税の新規課税事業者が大幅に増加するものと見込まれたことから、これらの者に対する改正内容、申告のための記帳や課税事業者届等の各種届出書の提出の必要性などの広報を実施した。また、消費税の期限内納付の推進及びe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及について重点的に広報展開を行った。

平成18年度は、平成18年3月に決定した「オンライン利用促進のための行動計画」（平成19年3月改定）に盛り込んだ目標達成に向けて、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）の周知及び利用促進」を重点広報項目と定め、あらゆる機会をとらえて広報を実施している。

また、社会のIT化に伴い、納税者への情報提供を充実させるため、平成10年11月に国税庁ホームページを開設した。平成15事務年度（平成15年7月1日～平成16年6月30日）には国税庁、国税局、税務署がそれぞれ独自に管理・運営していたホームページの運用の統一化を図るため、全庁的な運用方法を定め、平成19年7月には、各国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この章において「国税局（所）」という。）がそれぞれ保有していたホームページを国税庁ホームページに統合するなどリニューアルを行った。

国税庁では、従来のポスター、テレビCM、新聞・インターネット広告等を効果的に組み合わせながら、国税庁ホームページを情報提供の中核的な広報媒体として、税に関する知識の普及と向上に努めている。

第2節 広報広聴活動

1 納税道義の高揚に関する事務

（1）税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を知る週間」として、昭和49年以来、全国的に各種広報施策を行ってきたが、平成16年度からその名称を「税を考える週間」に変更している。

これは、税務行政を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、国民各層により能動的に租税の意義や役割について「考えて」もらい、税務行政への理解を深めてもらうことを目的として変更したものである。

また、週間行事を実施する際は時節に応じたテーマを設定しており、平成2年度から平成15年度までは「暮らしを支える税」、平成16年度は「高齢社会を支える税」、平成17年度から平成19年度は「少子・高齢社会と税」としていた。

平成20年度は国税庁のIT化・国際化に関する取組を紹介し、納税者から幅広く意見を聴く観点から「IT化・国際化と税」へとテーマを変更し、各種広報広聴施策を実施している。

広報広聴施策の実施に当たっては、著名人によるパブリシティにより「税を考える週間」の周知に努めるほか、国税庁ホームページに「税を考える週間」特集ページを開設し、テーマに即した情報を提供している。

また、全国各地で国税局（所）、税務署による講演会・説明会や国税モニターとの座談会、税に関する作文の表彰などを行っているほか、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税会、納税貯蓄組合、納税協会等の関係民間団体においても、税金展、資料展示、講演会など活発な施策を実施している。

(2) 租税教育の推進

租税教育は、我が国の次代を担う児童・生徒に対し、健全な納税者意識を養うことを目的とするもので、我が国における中長期的な納税環境の整備及び納税道義の高揚の観点からも特に重要であると考えられる。

このため、国税庁発足以来、租税教育を積極的に進めることとしており、次のような施策を実施している。

イ 租税教育推進協議会の運営等

租税教育の推進のための環境を整備し、次代を担う児童・生徒に対する租税教育の充実を図るため、国、地方税当局及び教育行政機関等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設立し各種事業を行っており、都道府県単位で47会、市区町村等单位で742会が設立されている（平成21年3月現在）。

租推協では、租税教育推進施策として、租税教室の開催、租税教育用副教材の作成・配付、学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催、参加者の募集等の事業を行っている。

ロ 児童・生徒に対する租税教室の開催

教育機関との連携により、児童・生徒を対象とした社会科教育の一環として、税務署等からの講師派遣による租税教室を実施している。

ハ 租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、原則として、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付している。

また、国税庁においては、租税教育用ビデオを作成し、各国税局（所）及び税務署に配付したほか、平成11年度からは、国税庁ホームページに租税教育用ページを設け、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報や租税教育用ビデオやゲーム、教材などを掲載している。

また、当該租税教育用ページは平成17年8月に「税の学習コーナー」へと名称変更し、平成21年3月には、より親しみやすいデザインを採用し、また「租税の意義・役割」について理解を深めてもらえるようパワーポイント教材の掲載を行うなどのリニューアルを行っている。

ニ 高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実を目的として、昭和37年度以来、全国の高等学校の協力を得て「税に関する高校生の作文」の募集を行っており、優秀作品には国税庁長官表彰を贈呈している。応募数は年々増加しており、平成20年度には全国1,379校から15万2,368編に達している。

ホ 租税教育推進校等の表彰

租税教育の一層の推進を目的として、平成3年度以来、児童・生徒等に対する租税教育の推進及び租税教育推進のための基盤整備等について、特に功績のあった学校、教育

委員会及び関係民間団体等に対し、国税庁長官感謝状を贈呈している。

へ 文部科学省への協力要請

平成18年12月の改正教育基本法には、教育の目標として、新たに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」等が規定された。

また、平成20年3月に、学習指導要領が改定され、中学生の「公民的分野」において、租税に関する教育についてより明確に記述されることとなった。

ト 学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催

国税局（所）においては、財政や租税に関する理解を深め、社会科等の授業において教師自らによる租税教育の実施につながるよう、社会科担当教師等を中心に、租税や税務行政等に関する情報を提供する研修会などを地域の実情に即して実施している。

2 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税期限の周知、閉庁日対応に関する情報の提供、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用勧奨を中心として、毎年1月から3月末日までの間、確定申告期広報を実施している。

確定申告期広報の実施に当たっては、著名人によるパブリシティのほか、ポスター、テレビCM、新聞・インターネット広告等を効果的に組み合わせて広報展開を図っている。

また、平成16年度以降は、国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する各種情報や「確定申告書等作成コーナー」など自書申告を推進するための各種サービスを提供している。

(2) 各種媒体を活用した広報

納税道義の高揚と税知識の普及を図ることを目的として、国税庁、国税局、税務署においては効果的・効率的な広報展開が図られるよう各種広報媒体を活用している。

イ テレビ番組

国税庁提供のテレビ番組としては、平成11年4月から平成19年3月までの間、日本テレビをキー局とする全国ネットにおいて、生活に密着した題材を取り入れた番組「ご存じですか～暮らしの税情報～」を放送した。

また、平成7年4月から平成17年3月までの間、朝日ニュースターをキー局とするCS放送のほか全国のCATV局において、税に関するテーマを取り上げた番組「おまかせ！税金相談」を放送した。なお、同番組では平成12年4月からタレントの峰竜太さんを起用している。

現在では、インターネットの普及率の高まりを受け、知りたい情報をいつでも必要な時に入手できるというインターネットの利便性や、予算の効率的な執行の観点から、テレビ番組の制作は平成19年3月末で終了し、平成17年8月から国税庁ホーム

ページにおいて配信しているインターネット番組「Web-TAX-TV～ジャンルで選べる税金ガイド～」の制作・配信へと転換している。

なお、当該インターネット番組では、税務手続に関する情報を動画と図解で分かりやすく紹介しているほか、平成20年度からは国税庁の取組に関する情報の紹介も併せて行っている。

ロ ラジオ番組

国税庁提供のラジオ番組としては、昭和55年度に聴取者からの税に関する質問に分かりやすく回答する番組「牟田悌三の税金相談」の放送が開始され、その後、番組名を変更しながら平成17年3月までTBSをキー局とする全国ネットで放送していたが、現在は、テレビ番組と同様の理由からラジオ番組の制作及び放送は行っていない。

ハ パンフレット・リーフレット

昭和61年度から、税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な知識を平易な表現で広く国民一般に提供するパンフレット「知っておきたい税情報」を作成していたが、平成13年度からは「暮らしの税情報」と名称を変更し、各種説明会等で配付している。

また、国税の組織や仕事の内容をマンガで簡潔に紹介した冊子「ご紹介します税務の仕事」は、平成13年度からは「わたしのまちの税務の仕事」、平成14年度からは「わたしのまちの国税の仕事」と名称を変更し、平成17年度まで租税教室等で配付していたが、平成18年度からは、納税者の視点に立って各種税務手続等を簡潔に紹介するパンフレット「税の手続ガイド」を新たに作成、配付している。

更に、目の不自由な方のために、昭和59年度から点字広報誌「私たちの税金」を作成し、税務署に備え付けるとともに全国の点字図書館や盲学校などに配付している。

なお、パンフレット・リーフレットは、掲載情報の充実を図りつつ、あらゆる機会に国税庁ホームページへの誘引に努めている。

(3) 国税庁ホームページ

平成10年11月から、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) を開設し、身近な税の情報や業務内容、統計資料、記者発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

また、利用者の利便性の向上を図るため、平成17年1月から「国税庁ホームページ新着情報配信サービス」を、同年7月から「メールマガジン配信サービス」を開始した。

更に、利用者の視点に立ち、誰もが容易にアクセスできるよう、一層の利便性の向上を図るため、平成19年7月には、検索性・操作性をより向上させるとともに、各国税局（所）がそれぞれ保有していたホームページを国税庁ホームページに統合するなどのリニューアルを行った。

3 広聴に関する事務

(1) 国税モニターの運営

国税に関する納税者等の意見・要望等を収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報、資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的として、昭和46年度から国税モニター制度が運営されている（平成20年度1,178名）。

(2) 窓口等における意見・要望等の集約

平成12年度から、広聴機能の充実を図る見地から、従来の国税モニター制度を活用した国税に対する意見・要望等の聴取に加え、広く国民各層からの国税当局の窓口やホームページに寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において、納税者利便の向上や事務運営の改善に資する体制を整備した。

また、双方向の情報交換の促進という観点から、国税当局の見解を明らかにできるものについては、ホームページ等を活用し、国民に情報提供している。

4 報道に関する事務

国税庁においては、昭和24年8月から、国税庁記者クラブ（財務省財政研究会の分室という形で、主に社会部記者によって構成されており、平成21年6月現在14社が加盟している。）に対し記者発表・資料提供を行っている。

また、税務関係専門誌の国税記者クラブ（平成21年6月現在9誌8社が加盟、クラブ室名は「国税潮見坂クラブ」）に対しても、国税庁記者クラブと同様に記者発表等を行っている。

更に、各国税局（所）や税務署においても、国税局（所）や県レベルでの課税実績の記者発表等を行っている。

記者発表においては、各税目の課税実績、調査実績、税務統計などの情報を提供し、主管部長等が説明を行っている。

5 部内広報紙の発行

国税庁においては、主として国税庁の方針、情報等を国税庁、国税局及び税務署の職員に周知させ、円滑な事務運営を図ること等を目的として「国税広報」を発行している。従来は紙媒体による制作・配付であったが、平成18年4月からは制作方法を大きく見直し、すべて電子化している。

また、各国税局（所）においても、局署間の情報共有・伝達のための広報紙を電子化し発行している。